

水道法のうち簡易専用水道に関する事務の権限移譲等
(令和４年４月１日以降)

◎移譲対象事務

名 称	内容・説明	根拠条文
①設置者に対する改善指示等	施設基準に適合等しなくなった簡易専用水道の設置者への期間を定めた当該施設の改善指示	水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下、単に「法」という。）第３６条第３項
②給水の停止命令	設置者が改善指示や勧告に従わない場合の給水の停止命令	法第３７条
③設置者からの報告の徴収等	設置者に管理に必要な報告を求め、施設等に立ち入り、施設などや必要な帳簿書類等の検査を行う	第３９条第３項
④簡易専用水道設置届出の受理	簡易専用水道が使用されるとき の設置届出の受理	昭和３５年秋田県規則第３０号（以下「細則」という。） 第２３条（※注１）
⑤記載事項変更届出の受理	届出記載事項に変更を生じたときに設置者が提出する変更届出の受理	細則第２４条（※注１）
⑥簡易専用水道廃止等届出の受理	簡易専用水道を廃止等したときの廃止届出の受理	細則第２５条（※注１）

※注１）県内各市においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第１０５号。以下、「一括法」という。）が、平成２５年４月１日に施行されたことに伴い、県内各市が制定する規則などが適用になっています。

◎これまでの移譲済み市町村の実施年度及び担当課名

年 度	市 町 村	担 当 課（電話番号）
H 1 7	能 代 市	水道課(0185-52-5221)
H 1 8	大 館 市	水道課(0186-43-7090)
H 1 8	北秋田市	水道課(0186-62-1134)
H 1 8	藤 里 町	生活環境課(0185-79-2115)
H 1 8	羽 後 町	上下水道課(0183-62-2111)
H 2 0	五城目町	建設課(018-852-5133)
H 2 0	大 仙 市	水道課(0187-63-1111)
H 2 2	横 手 市	経営管理課(0182-35-2251)
H 2 3	小 坂 町	建設課(0186-29-3911)
H 2 3	八 峰 町	建設課(0185-76-4610)
H 2 3	大 潟 村	生活環境課(0185-45-2115)
H 2 3	仙 北 市	市民生活課(0187-43-3308)
H 2 3	美 郷 町	建設課(0187-84-4910)

H 2 3	東成瀬村	環境課 (0182-47-3407)
H 2 4	上小阿仁村	建設課 (0186-77-2224)
H 2 4	三 種 町	上下水道課 (0185-83-2113)
H 2 4	由利本荘市	建設管理課 (0184-24-6340)
H 2 4	男 鹿 市	生活環境課 (0185-24-9114)
H 2 5	鹿 角 市	上下水道課 (0186-30-0270)
H 2 5	潟 上 市	上下水道課 (018-853-5338)
H 2 5	にかほ市	生活環境課 (0184-32-3033)
H 2 5	湯 沢 市	上下水道課 (0183-55-8215)
R 4	八郎潟町	建設水道課 (018-875-5811)

※注) 担当課は令和 5 年 4 月 1 日現在のものです。

(参考)

○水道法関係条文

移譲対象事務

①「設置者に対する改善指示等」関係（水道法）

（改善の指示等）

第三十六条 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

2 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

②「給水の停止命令」関係（水道法）

（給水停止命令）

第三十七条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

③「設置者からの報告の徴収等」関係（水道法）

（報告の徴収及び立入検査）

第三十九条 厚生労働大臣は、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び次条第八項において同じ。）を検査させることができる。

2 都道府県知事は、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない

5 第一項、第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

④「簡易専用水道設置届出の受理」関係（細則）

（簡易専用水道の設置の届出）

第二十三条 簡易専用水道の設置者は、当該水道が使用されるに至ったときは、速やかに次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書を知事に提出しなければならない。

⑤「記載事項変更届出の受理」関係（細則）

（簡易専用水道の設置の届出に係る記載事項の変更の届出）

第二十四条 簡易専用水道の設置者は、前条第一項各号に掲げる事項 に変更を生じたときは、速やかに次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書を知事に提出しなければならない。

⑥「簡易専用水道廃止等届出の受理」関係（細則）

第二十五条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を廃止したとき又は当該水道が簡易専用水道に該当しなくなったときは、速やかに次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書を知事に提出しなければならない。